

山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱

平成28年6月30日	制定	林振第590号
平成30年4月2日	一部改正	林振第156号
令和元年6月10日	一部改正	林振第386号
令和7年8月15日	一部改正	林振第543号

(趣旨)

第1条 知事は、森林整備の効率的かつ円滑な実施、低コストな作業システムの確立を目的に、林業事業体等が機械等を導入するにあたり要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 この要綱で対象とする事業は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国グリーン成長交付要綱」という。）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知。以下「国林業関係交付要綱」という。）に基づいて実施する事業とし、補助金の交付の対象となる区分、補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 申請書の交付申請額には、補助金の交付を受けようとする額から補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額した額を記載

しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 市町村以外の補助事業申請者は、申請に当たり、補助金により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わない旨を約した誓約書（様式第2号）を添付しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金には、次の（1）から（5）までの条件を付すものとする。

- （1）補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表1に定める重要な変更）及び補助事業を中止又は廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- （3）補助事業者は、事業完了の翌年度末までに、機器を活用して森林の計測・解析を実施しなければならない（別表1の区分Ⅱの1に限る。）。
- （4）補助事業者は、他の市町村や林業経営体等へ普及を図っていく観点から、事業完了の翌年度末現在において、機器活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、事業完了年度の翌々年度の7月末日までに知事に報告しなければならない（別表1の区分Ⅱの1に限る。）。
- （5）知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- （6）知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについて

は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(7) 補助事業者が(1)から(4)までの条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに、知事に事業着手報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 補助事業者は、別表1のⅠの事業については補助金の交付決定に係る年度の9月30日現在において、当該年度の10月10日までに、別表1のⅡの事業については補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、当該年度の1月10日までに事業遂行状況報告書(様式第7号)を作成し、知事に提出しなければならない。

3 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、実績報告書の交付申請額に補助金の交付を受けようとする額から当該消費税等仕入控除税額を減じた額を記載しなければならない。

3 実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が修正の上確定した場合を含む。)は、補助事業者は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第5号)により、当該確定した消費税等仕入控除税額(前項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した場合にあっては、当該減額により確定した消費税等仕入控除税額を上回る部分の金額をいう。次項において同じ。)を速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告を受けたときは、期限を定めて消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

(補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者へその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、事業実施主体の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、補助事業者が返還の命令に付した日までに納付をしないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 知事は、補助金を事業完了後に交付するものとする。ただし、補助事業者の申請により知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。
- 2 前項に定める概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、国要綱による交付金の対象事業とするため、遅くとも当該事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の3月31日までに補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(財産の管理等)

- 第10条 管理主体（原則として補助事業者とする。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 管理主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式2の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 3 前項及び第12条に基づき作成、整備及び保管すべき調書、台帳、証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、取得財産等（機械及び器具、ソフトウェアについては、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、財産処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって知事の承認を受けたものはこの限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(検査)

第12条 知事が必要であると認めるときには、実地検査を行うことができる。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、第11条第2項に定める財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める山梨県高性能林業機械等整備事業実施要領、山梨県ICT活用ソフト等導入推進事業実施要領によるものとする。

附 則

この要綱は平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月2日から施行する。ただし、この要綱の施行前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和元年6月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、この要綱の施行前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和7年8月15日から施行する。ただし、この要綱の施行前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

別表 1

区分	補助対象経費	補助率	重要な変更
I 林業・木材産業循環成長対策 1 森林整備・林業等振興整備交付金 (1) 高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備	国グリーン成長交付要綱別表2における、左記の事業種目の交付率	補助対象経費の増額または皆減、目標単位での指標（指標の種類及び数値）の変更、追加又は廃止、目標単位での事業実施主体の新設
II 林業デジタル・イノベーション総合対策 1 ICT活用ソフト等導入推進事業	レーザ計測機器整備	事業費の1／2以内	補助対象経費の増額または30%を超える減額、事業実施主体の変更

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付申請書

年度において山梨県高性能林業機械等整備事業を実施したいので、同
事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、補助金 円
を交付されたく、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

年 月 日

4. 収支予算（精算）

（1）収入

経費の区分	予 算（精 算） 額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

（2）支出

経費の区分	予算（精算）額	算出基礎
	円	
計		

5. 添付書類

- （1）補助金交付申請書には、事業実施計画書を添付すること。
- （2）補助金実績報告には、領収書又は請求書の写し、納品書等、完成写真、支払いの方法（金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号）を記載した書面を添付すること。
- （3）第3条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別記様式1を添付すること。
- （4）その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第 2 号（第 3 条関係）

補助事業により取得した財産の使用に関する誓約書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名

印

〇〇〇〇（補助事業申請者）は、補助金交付に付された条件を遵守し、取得した財産を使用して森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

様式第3号（第4条第2項関係）

第 号
年 月 日

（申請者）殿

山梨県知事

山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第4条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県高性能林業機械等整備事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）別表1に定める重要な変更により変更を行う場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (4) 補助金により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (5) 第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。

6 本通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

7 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

8 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

9 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

1 0 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

1 1 補助事業者は、事業完了の翌年度末までに、機器を活用して森林の計測・解析を実施しなければならない（別表1の区分Ⅱの1に限る。）。

1 2 補助事業者は、他の市町村や林業経営体等へ普及を図っていく観点から、事業完了の翌年度末現在において、機器活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、事業完了年度の翌々年度の7月末日までに知事に報告しなければならない（別表1の区分Ⅱの1に限る。）。

様式第4号（第5条第1項関係）

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県高性能林業機械等整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県高性能林業機械等整備事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

（以下第1号様式に準じて作成する。）

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び経費の配分
3. 事業完了予定年月日
4. 収支予算（精算）
5. 添付書類

（注1）変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載する。

（注2）「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換える。

様式第 5 号（第 7 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

年度 山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこのことについては、山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・別記様式 1
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第 6 号（第 6 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県高性能林業機械等整備事業着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定によ
り、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
機械等	
設置箇所	
事業量	
事業費	
事業費内訳	
請負者	住所 氏名
工期	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完成（予定） 年 月 日
備考	

※契約書（写）、工事工程表等関係書類を添付する。

様式第 7 号（第 6 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県高性能林業機械等整備事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金等の交付決定のあった事業について、山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、 月 日現在の事業遂行状況を次のとおり報告します。

区 分	計 画		遂行状況			支出 済額	概算 払い 受領 済額	備 考
	事 業 費	交 付 額	事業 着手	事業 完了 予定	進捗 率			
	円	円	年月日	年月日	%	円	円	
小 計								

※区分欄には別表 1 の「区分」を記載する。

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県高性能林業機械等整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて報告します。

（以下様式第 1 号に準じて作成する。）

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び経費の配分
3. 事業完了予定年月日
4. 収支予算（精算）
5. 添付書類

様式第 9 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 殿

山梨県知事

山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり確定する。

記

交付確定額	金〇〇〇〇円
概算払済額	金〇〇〇〇円
精算払額	金〇〇〇〇円
返納額	金〇〇〇〇円

様式第 1 0 号（第 9 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

- 1 概算払請求額 金 円
2 内 訳

補助金決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額	備考

- 3 概算払請求の理由

- 4 支払の方法

口座振替 指定金融機関名
振替先銀行名 預金種別
口座名 No.

様式第 1 1 号（第 1 1 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

財産処分承認申請書

山梨県高性能林業機械等整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類